

第 13 回検討会資料 (チャット型 ODR における当事者の本人確認について)

1 前提

(1) 現状の実務

ADR 法には、当事者の本人確認についての特段の定めはないものの、本人確認を適切に行うことは認証紛争解決手続を適切に行うための前提となるものといえる。実務においても、認証紛争解決事業者において、適切に本人確認が実施されているものと思われる。

対面手続が主流の現在の実務では、当事者から申告された氏名と免許証やパスポート等の公的な身分証明書の記載とを照らし合わせる方法により、事務所や手続実施場所を訪れた者が当事者本人であるかどうかを確認している認証紛争解決事業者が大半であると思われる。

(2) 問題意識

チャット型 ODR を念頭に置いた場合、認証紛争解決事業者において当事者の顔や声を確認することが想定されないため、対面による手続と比較すると、本人確認において、以下のような問題点があると思われる（別表②参照）。

- ① 替え玉の人間を用意することなく一人二役を演じることが可能であり、他人が当事者になりすますおそれ（典型的には、申立人が相手方になりすます場合など）があること
- ② 顔写真付きの身分証明書をオンラインで送付等したとしても、本人確認方法として有効に機能しないおそれがあること
- ③ 認証紛争解決手続の途中でやり取りを行う者が入れ替わっても察知することが困難であるため、本人確認後に本人の意を受けた第三者がやり取りをするおそれがあること

2 具体的検討

(1) 身分証明書による本人確認について

チャット型 ODR における本人確認の方法としては、当事者から身分証明書を PDF ファイル等の形式で認証紛争解決事業者に送付させ、当事者が申告した氏名等と照らし合わせることが考えられる。

この点、上記②のとおり、身分証明書上の写真を用いて当事者の同一性を確認できないため、対面手続の場合と比較して本人確認の実効性は高いものとも考えられる。

一方で、第三者が当事者の身分証明書を保有していることは通常考え難いことからすれば、身分証明書の PDF ファイル等をオンラインで送付させることにより本

人確認の目的は十分に達せられるとも考えられる。もっとも、同居の親族等、一方当事者が相手方当事者の身分証明書やその写しを容易に取得することができる例外的な場合も想定されることから、身分証明書の悪用の可能性がある紛争類型も存在するものと思われる。

上記のような点を踏まえ、本人確認の方法として、身分証明書をPDFファイル等で送付させることの是非についてどのように考えるべきか。

(2) その他の本人確認の方法について

チャット型ODRを念頭に置いた場合、本人確認の方法として、前記(1)のような身分証明書を用いた方法以外に、他にどのような方法が考えられるか。特に氏名及び住所以外の要素で本人を特定するような方法による本人確認の方法も考えられるか。

(3) 本人確認後の入れ替わりの問題について

チャット型ODRにおいては、本人確認を十分行なったとしても、前記③のとおり、認証紛争解決手続の途中において、本人の意を受けた第三者が本人になりすましてやり取りを行うおそれがあること自体は否定できない。もっとも、チャット型ODRでは、本人にのみアクセス権限が付与され、それ以外の者がアクセスできないような措置が講じられていることが一般的であり、本人もそのことを前提として手続実施契約を締結しているものと思われ、これに反して本人に付与されたアクセス権限を悪用して第三者が本人になりすますような事態がどれほど生じるのか疑問がないとはいえず、仮にそのような事態を想定しても、これを未然に防止する実効的な方法は考え難く、例えば、認証紛争解決事業者において、当事者に対して（代理人でない）第三者が代わりにやり取りをすることを禁ずる旨の手続的規律を設けるほか、事後に判明した場合の措置を講じたり、和解成立時の本人確認をより厳格なものとしたりすることなどが考えられるが、どのような対策をとれば必要かつ十分と考えられるか。